

公告 第752号

組合規程の一部変更について

平成7年3月17日付 SCSK 健発第1119号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

令和7年3月28日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■変更する規程

- ・各種保健指導実施規程

以上

SCSK健康保険組合規約

新旧条文対照表

新 (略)	旧 (略)
(保健指導の範囲) 第2条 当組合が実施する保健指導の範囲は次のとおりとする。 (1) 糖尿病性腎症重症化予防プログラム (2) 糖尿病予防プログラム (3) 特定保健指導 (4) メタボ予備群プログラム (5) 受療勧奨通知 (6) 再検査および精密検査の受診勧奨通知 <u>(7) 崖っぷち群通知</u> (対象者) 第3条 保健指導の対象者は当組合が保有する健康診査の結果から抽出するものとし、各保健指導開始時点で現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしている者とする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) メタボ予備群プログラム ①実施年度中に 35～39 歳になる被保険者・被扶養者が受診した健康診査の結果が特定保健指導の基準に該当した者。 ②①の生活習慣の見直しが必要な者の基準については、顧問医に確認の上、毎年度見直しを行う。 (5) 略 (6) 略 <u>(7) 崖っぷち群通知</u> <u>実施年度中に 40～74 歳になる被保険者・被扶養者が受診した健康診査の結果が特定保健指導の基準には該当しないが、体重の減量・維持が必要と判断された者。</u>	(保健指導の範囲) 第2条 当組合が実施する保健指導の範囲は次のとおりとする。 (1) 糖尿病性腎症重症化予防プログラム (2) 糖尿病予防プログラム (3) 特定保健指導 (4) メタボ予備群プログラム (5) 受療勧奨通知 (6) 再検査および精密検査の受診勧奨通知 (対象者) 第3条 保健指導の対象者は当組合が保有する健康診査の結果から抽出するものとし、各保健指導開始時点で現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしている者とする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) メタボ予備群プログラム ①実施年度中に 40 歳未満になる被保険者・被扶養者が受診した健康診査の結果が特定保健指導の基準に該当した者。 <u>②実施年度中に 40～74 歳になる被保険者・被扶養者が受診した健康診査の結果が特定保健指導の基準には該当しないが、生活習慣の見直しが必要と判断された者。</u> ③②の生活習慣の見直しが必要な者の基準については、顧問医に確認の上、毎年度見直しを行う。 (5) 略 (6) 略
「略」	「略」

(費用負担) 第5条 各種保健指導の費用は全額当組合負担とする。 2 第2条(3)の特定保健指導は、ウェアラブル端末及び体組成計を使用したプログラムを実施できるものとする。ウェアラブル端末及び体組成計を使用する場合、参加者が端末費用の一部を負担するものとし、参加者が負担する額は毎年度取り決めるものとする。 「略」 附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>	(費用負担) 第5条 各種保健指導の費用は全額当組合負担とする。 2 第2条(3)の特定保健指導は、ウェアラブル端末を使用したプログラムを実施できるものとする。ウェアラブル端末を使用する場合、参加者が端末費用の一部を負担するものとし、参加者が負担する額は毎年度取り決めるものとする。 「略」 附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
--	--